

左官のあり方を改めて考える

株式会社 根子左
代表取締役 豊田 一雄氏に聞く

図面上では躯体工事として分類されているコンクリート打ち放し仕上げの補修作業を実際には左官工が担っている。精度が求められる仕上げであるにも関わらず、補修項目が積算に入っていない矛盾点について(株)根子左の豊田一雄社長は指摘する。

本稿では、豊田社長に左官本来の仕事への回帰と業界が進むべき方向性と同社の取り組みについて話を伺った。(編集部)

積算に入れる仕組みを

業界の課題について如何お考えですか――

北海道左官業組合連合会(北左連)が道内建設業者や建築士事務所に送付した「床の下地としてセルフレベリング工法の導入をお願いする」提言書は、左官業界にとっては大変に画期的なことでした。

2024年4月から適用された働き方改革関連法によって職人の時間外労働の上限規制が厳格化されました。これにより、元々、人手不足だった建設業界は多くの課題に直面しています。とりわけ北海道は気候的に寒冷な土地ですから、寒い時期には床コンクリートの金ゴテ仕上げを施工する際に深夜や明け方まで仕上げ作業がかかり、全ての工事を施工することが法律的に難しくなっています。そこで、北左連の中屋敷会長(当時)は、道内に土間専門工事会社がないこと、左官職人が左官工事と床コンクリート工事の両方を担っていることから職人不足に拍車が掛かっているとして、倉庫などのコンクリート素地仕上げを除き、床の下地としてセルフレベリング工法の導入を勧めていました。

床は精度が求められます。セルフレベリング工法を工事設計の標準仕様として認めてもらうことで、早出や残業といった事業所の労務負担の軽減のほか、土間の不陸を抑える事ができます。労務の負担や工期短縮のメリットによって、セルフレベリング工法にかかる材料費や施工費の負担はペイできる。また、床下地の品質向上にも繋がります。



▲「残業規制、仕事の積算、工期や人手不足の問題など、打ち放しではなくモルタル塗り仕上げにすることで全てが解決します」と語る豊田社長

そして、最も重要なことは、しっかりと職人に還元できるということです。

補修工事は積算が曖昧ということでしょうか――

床の打設では完全に不陸を納めることができないため、JASS5では3m以内±7mmの許容誤差を認めています。ところが床見切やサッシ杢などの真物をつけるための精度が求められ、結局は補修作業が必要になってきます。

それと同様に、コンクリート打ち放し仕上げに関しても「仕上げ」と銘を打っているのにも関わらず、積算の中で「コンクリート打ち放し補修A種、B種」と、補修ありきの仕様になっている。補修が必要な仕上げ？全く意味が分かりません。しかも、躯体のPコン穴埋めや目違い払いといった作業は、国交省の定義によると特殊作業員が行うと記載されていて、型枠工事(躯体)の範疇ですが、実際には左官工が施工しており、左官工事として設計図書に記載されていません。

そして、外装の意匠として打ち放しの精度が求められているのに、型枠を解体してみるまで不陸の程度が分からない。コンクリート打設の精度が悪いと、余計な削り作業や補修が必要になってくる。どこまでが仕事の取り決めの範